

●香川県監査委員公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年10月27日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
 同 大 西 均
 同 高 田 良 徳
 同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 県外旅費について、駐車料金が二重計上され、過大に支給されているものがあつた。(広聴広報課)</p> <p>(イ) 県外旅費について、航空機の領収書金額の入力及びJR運賃の積算を誤り、支給額が不足しているものがあつた。(国際課)</p> <p>(ウ) 自家用車の公用使用について、あらかじめ命令権者の承認を受けていないものがあつた。また、高速道路利用料金について支給額に誤りがあり、追給する必要がある。(人権・同和政策課)</p> <p>イ 物品について</p> <p>備品の廃棄について、物理的に破壊した後、に不用品決定及び廃棄処分決定を遡って行つていたものがあつた。(総務学事課)</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 過大に支払われていた旅費については、直ちに戻入を行つた。また、職員に対して旅費申請時にパック旅行代金に含まれる内容等を確認するよう周知するとともに、今後は証拠書類の確認を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに修正し、不足額を追加支給した。旅費システムへ入力する際に確認を徹底するよう職員に改めて周知した。</p> <p>(ウ) 公用使用した職員に申請書を提出させ、公用使用する理由として問題ないことを確認した。また、高速道路利用料金の支給額誤りについては、利用実績を精査し、差額分を追給した。今後は、私有車利用の手続を徹底する。</p> <p>イ 物品について</p> <p>備品の廃棄手続について手順を改めて確認した。今後手続に漏れのないう関係通知等の確認を徹底する。</p>